

# 難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果(報告) 概要

## 難民認定制度を取り巻く国際動向

- 国際情勢の変化(欧州, 中近東, アフリカにおける地域紛争)
- 国際社会における難民保護の取組
- 経済的理由により国境を越えて移動する人々の存在
- 国際テロが依然として深刻な脅威(テロリスト入国防止が各国の使命)

## 難民認定制度を取り巻く国内動向

- 申請数の急増(H17年改正時384人→H26.11末現在約4500人。約9割がアジア地域出身)
- 申立内容の多様化(個人, 集団等の非国家主体からの迫害, ジェンダーに起因する迫害)
- 濫用的申請の存在(就労・定住又は送還回避目的の申請, 繰返しの難民申請等)
- 難民認定数についての様々な指摘(H25年認定数6人+その他の庇護数151人)

## 専門部会の検討事項(第6次出入国管理政策懇談会からの諮問事項)

1. 難民認定申請が急増する中における適正かつ迅速な案件処理のための方策 2. 人道上の観点から在留を認める処分の在り方 3. 難民認定申請者に対する支援策の在り方

## 難民認定に関する専門部会における見直しの方向性

### 庇護すべき対象と、それに該当しない対象を的確に区別

### 制度全体の質の更なる向上を目指す

#### I 保護対象の明確化による的確な庇護

- (現行制度)  
○ 運用上, 人道配慮による在留特別許可等で個別に在留を許可
- (現状・指摘等)  
○ 保護の範囲が明確化されていない  
○ 難民条約には直ちに該当しないが, 国際的に保護の必要がある者の在留を許可する枠組が必要

#### II 手続の明確化を通じた適正・迅速な難民認定

- (現行制度)  
○ 申立内容を問わず申請を行うことが可能  
○ 何度でも申請を繰返すことが可能  
○ 正規在留者に対しては, 申請から一定期間経過後に就労可能な在留資格を一律付与
- (現状・指摘等)  
○ 申請数の急増, 審査期間の長期化  
○ 就労・定住, 送還回避目的等の濫用的申請が発生  
○ 他方で, 申請者への支援策の充実が必要

#### III 認定判断の明確化を通じた透明性の向上

- (現行制度)  
○ 法律上, 難民の要件は, 難民条約に準拠  
○ 認定実務は, 司法による難民条約の判断・解釈に沿って遂行
- (現状・指摘等)  
○ どのように認定判断がされているかが不明確  
○ 国際情勢・出身国情報等を一元的に収集・活用する体制が必要

#### IV 認定実務に携わる者の専門性の向上

- (現状・指摘等)  
○ 申請急増に伴う人員不足状況  
○ 効率的な案件処理体制の確立の必要性  
○ 難民調査官等の更なる専門性向上のための研修体制の拡充が必要  
○ 質の高い通訳人の確保が不可欠

- 提言
- 「新しい形態の迫害」への難民条約の的確な解釈による保護の検討
  - 国際的動向・国際人権法規を踏まえた, 「待避機会」としての在留許可を付与するための枠組みの創設
  - 上記に当たっては, EU諸国における取組などを参考とする
  - テロリストの入国防止等, 我が国国民の安全面にも留意

- 提言
- 申請書の書式見直し, 申請手続案内の充実
  - 年少者, 重篤な疾病者等に対する特別取扱いの明確化, 事情聴取への専門家の立会い
  - 事前振分け手続の導入による簡易・迅速な処理の検討
  - 再申請については「新たな事情」「やむを得ない事情」に限定することの検討
  - 申請中の者に対する就労許可の在り方の見直しの検討

- 提言
- 国内外の実務先例等を踏まえた, 難民該当性に関する「規範的要素」の明確化の取組
  - 難民不認定理由の記載の一層の充実及び認定理由の付記の検討
  - 認定・不認定事案の公表の拡充
  - 情報の一元的な収集・分析体制の整備及び関係機関との連携・協力関係の強化

- 提言
- 難民調査官及び難民審査参与員の増員・増配置
  - 案件処理のプロセスの見直し
  - UNHCR等の関係機関との更なる研修協力による人材育成プログラムの充実・強化
  - 難民審査参与員間の判断事例等の共有
  - 通訳人に対する研修課程の構築, 通訳人の能力を客観的に評価する仕組みの導入

## 真の難民の迅速かつ確実な庇護の推進